

世田谷区長 様

計画書の作成年月日を記入

令和●年 ●月 ●●日

「所有者」は、必ずしも民法上の所有者である必要はありません。建築物を事実上占有して使用している方や、総合的な管理権限を与えられている方等を所有者とみなすことができます。

建築物名称 **世田谷〇〇ビル**
建築物所在地 **世田谷区世田谷〇-〇-〇**
所有者住所 **世田谷区世田谷●-●-●**
所有者氏名 **株式会社世田谷〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇**

押印不要

(法人にあたっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

世田谷区清掃・リサイクル条例第20条第3項の規定により、事業用大規模建築物における 令和●年度の再利用計画書を次のとおり提出します。

建築物の属性				
事業に用いる場所の延べ床面積 (住宅部分を除き、共用部分を含む。)(別館を含む。)	2.500 ㎡	建築物(別館がある場合は、代表の建築物)の階数	地上 3 階 地下 1 階	
同一敷地内別館の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 有の場合は、下の「※別館」	敷地面積でなく、延床面積です。		
建築物(別館を含む。)に出入りする人の数	従業員(テナントの従業員を含む。)	100 人	計 600 人	
	外来者(一日平均)	500 人		
建築物(別館を含む。)の使用状況	<input type="checkbox"/> 全ての部分を所有者が使用 <input checked="" type="checkbox"/> 所有者及びテナントが使用 <input type="checkbox"/> 全ての部分をテナントが使用 <input type="checkbox"/> その他()			
建築物(別館を含む。)を使用している事業者				
事務所	1 所 1.500 ㎡	建築物(別館を含む。)を使用している事業者の名称 ※別添に代えることも可 ●●企画(1F) ××不動産(2F) テナントビルは各テナント名とそのテナントが入っている階を記載。 (例:A店(1F)、B社(2F)、C事業所(3F))		
工場・研究施設	所 ㎡			
店舗(飲食店を除く。)	1 店 500 ㎡			
飲食店・ホテル・式場	1 店 500 ㎡			
倉庫・流通センター	㎡			
医療機関	㎡			
その他()	㎡			
共用部分	住宅部分 ㎡	計 2.500 ㎡		
※別館について	別館の名称	世田谷〇〇ビル別館		
	所在地	世田谷区世田谷△-△-△		
	階数及び延べ床面積	地上 3 階 地下 階	階 1.000 ㎡	
廃棄物の種類	廃棄物の収集運搬業者	許可番号	持込先	ごみ減量及び再利用の現況
一般廃棄物	(株)●●商会	●●●●	清掃工場	(前々年度と前年度を比較した評価及び変動の要因等)
産業廃棄物	▲▲興業(株)	●●●●	●×商事	
再生資源の種類	区収集の場合は、種類を「可燃ごみ」「不燃ごみ」とし、業者欄に「区収集」又は「世田谷区」と記載。その他の欄は記載不要。			
古紙・ダンボール等	●×商店	(株)●●紙業		
厨芥	(株)●×商会	(有)××エナジー		
発泡スチロール	▲▲興業(株)	■●リサイクル(株)		
廃油	■●油脂(株)	■●油脂(株)		
	区収集の場合は、業者欄に「区収集」又は「世田谷区」と記載。持込先は記載不要。			
	収集運搬業者が直接持			
物 管 理 責 任 者				
1 今年度計画と前年度実績を比較して増減した理由	選任年月日 ●年 ●月 ●日			
テナントの移転が予定されているため、段ボール類の発生量が増える見込みである。	廃棄物管理責任者講習会受講年月日(直近) ●年 ●月 ●日			
2 ごみ減量及び再利用についての今年度の目標	未受講の場合は空欄。 ●年 ●月 ●日			
再利用率を10%アップさせる	所在地・〒 154-0017 世田谷区世田谷4-21-27			
3 今後の具体的取組について	法人名 株式会社 世田谷商事			
テナント会議でごみの発生量及び廃棄量を減らすよう協力を呼び掛ける。	所属名・職名 総務部長			
実際の記入者名を記入。廃棄物管理責任者本人の場合も、そうでない場合も記入。	氏名・ふりがな せたがや たろう 世田谷 太郎			
	電話番号 03(●●●●)▲▲▲▲ (内線) ■■■■			
	メールアドレス ●●●●@▲▲▲▲.■■■■.jp			
	再利用計画書 記入者名 (世田谷 太郎 連絡先 03(●●●●)▲▲▲▲)			

別館無しの場合は記載不要。

前年度の結果を振り返り評価や変動の要因を記入。

再利用率5%アップを目標に取り組んだ結果、目標を達成することができ、廃棄量が減少するとともに、職員の意識も高まり全体の発生量も減少した。

記入例

記入方法の詳細は冊子「事業系一般廃棄物ガイドブック」のP.19もご参照ください。

※必ず最新の様式を使用してください。

※本書類は廃棄物についてご報告いただくものです。売却した不要物(有価物)については記入不要です。

- ★世田谷区のホームページのエクセルを利用すると再利用率及び前年度からの増減は自動計算されます。
- ★区の収集を利用している場合は、**1リットル0.19kg**で計算してください。(例:45リットル1袋=0.19×45=8.55kg)

(表)

※数量の単位を選択してください。 kg t

建築物名称	世田谷商事ビル
整理欄 (記入不要)	

分種類	年度区	前々年度実績		前年度実績 (●●●●年4月～●●●●年3月)				今年度計画 (●●●●年4月～●●●●年3月)				前年度からの増減 (今年度計画-前年度実績)			
		発生量 (A)	再利用率 (B)	発生量 (C)	再利用率 (D)	廃棄量 (E)	再利用率 (D÷C×100)	発生量 (F)	再利用率 (G)	廃棄量 (H)	再利用率 (G÷F×100)	発生量 (F-C)	再利用率 (G-D)	廃棄量 (H-E)	
一般廃棄物 (可燃物)	(1) コピー用紙及びOA用紙	20.00	70.0 %	20.22	14.50	5.72	71.7 %	19.00	18.00	1.00	94.7 %	▲ 1.2	3.5	▲ 4.7	
	(2) シュレッダー紙	5.00	100.0 %	10.00	10.00	0.00	100.0 %	9.50	9.50	0.00	100.0 %	▲ 0.5	▲ 0.5	0.0	
	(3) 新聞紙及び折込チラシ	20.00	75.0 %	18.60	15.00	3.60	80.6 %	18.00	15.00	3.00	83.3 %	▲ 0.6	0.0	▲ 0.6	
	(4) 段ボール	2.00	100.0 %	1.40	1.40	0.00	100.0 %	1.30	1.30	0.00	100.0 %	▲ 0.1	▲ 0.1	0.0	
	(5) その他の紙類	10.00	50.0 %	9.10	3.64	5.46	40.0 %	9.00	3.78	5.22	42.0 %	▲ 0.1	0.1	▲ 0.2	
	(6) 紙類計((1)~(5)の計)	57.00	79.0 %	59.32	44.54	14.78	75.1 %	56.80	47.58	9.22	83.8 %	▲ 2.5	3.0	▲ 5.6	
	(7) 厨芥(茶殻・残飯等の生ごみ)	1.00	40.0 %	0.60	0.30	0.30	50.0 %	0.50	0.30	0.20	60.0 %	▲ 0.1	0.0	▲ 0.1	
	(8) 剪定枝等(葉、幹を含む。)	0.20	100.0 %	0.10	0.00	0.10	0.0 %	0.10	0.10	0.00	100.0 %	0.0	0.1	▲ 0.1	
	(9) 草・落ち葉等	0.50	0.0 %	0.60	0.00	0.60	0.0 %	0.40	0.00	0.40	0.0 %	▲ 0.2	0.0	▲ 0.2	
	(10) 紙おむつ	2.00	0.0 %	2.20	0.00	2.20	0.0 %	1.80	0.00	1.80	0.0 %	▲ 0.4	0.0	▲ 0.4	
	(11) その他の一般廃棄物	0.60	0.0 %	0.51	0.00	0.51	0.0 %	0.40	0.10	0.30	25.0 %	▲ 0.1	0.1	▲ 0.2	
	(12) 小計((6)~(11)の計)	118.30	68.2 %	63.33	44.84	18.49	70.8 %	60.00	48.08	11.92	80.1 %	▲ 3.3	3.2	▲ 6.6	
産業廃棄物 (不燃物・燃物・燃物等)	(13) 飲料用瓶	0.12	100.0 %	0.12	0.12	0.00	100.0 %	0.12	0.12	0.00	100.0 %	0.0	0.0	0.0	
	(14) 飲料用缶	0.16	100.0 %	0.15	0.15	0.00	100.0 %	0.15	0.15	0.00	100.0 %	0.0	0.0	0.0	
	(15) ペットボトル	0.00	0.0 %	0.00	0.00	0.00	0.0 %	0.00	0.00	0.00	0.0 %	0.0	0.0	0.0	
	(16) 食用油	0.20	100.0 %	0.10	0.10	0.00	100.0 %	0.10	0.10	0.00	100.0 %	0.0	0.0	0.0	
	(17) プラスチック及びビニール	6.00	90.0 %	5.00	4.50	0.50	90.0 %	4.80	4.00	0.80	83.3 %	▲ 0.2	▲ 0.5	0.3	
	(18) ガラス及び陶器	1.00	100.0 %	1.20	1.20	0.00	100.0 %	1.20	1.20	0.00	100.0 %	0.0	0.0	0.0	
	(19) 金属類	3.00	100.0 %	1.10	1.10	0.00	100.0 %	1.00	1.00	0.00	100.0 %	▲ 0.1	▲ 0.1	0.0	
	(20)														
	(21)														
	(22) その他の産業廃棄物	4.00	60.0 %	3.30	2.50	0.80	75.8 %	3.00	2.40	0.60	80.0 %	▲ 0.3	▲ 0.1	▲ 0.2	
(23) 特定の事業活動に伴う可燃物	0.00	0.0 %	0.00	0.00	0.00	0.0 %	0.00	0.00	0.00	0.0 %	0.0	0.0	0.0		
(24) 小計((13)~(23)の計)	14.48	36.7 %	10.97	9.67	1.30	88.1 %	10.37	8.97	1.40	86.5 %	▲ 0.6	▲ 0.7	0.1		
(25) 合計((12)及び(24)の計)			74.30	54.51	19.79	73.4 %	70.37	57.05	13.32	81.1 %	▲ 3.9	2.5	▲ 6.5		

備考 数量については、単位「t」を選択した場合は小数第3位を四捨五入して小数第2位までを表示し、単位「kg」を選択した場合は小数点以下を四捨五入して整数で表示してください。

1 数値の単位を忘れずに選択(項目にチェック)してください。

2 (1)~(4)に分別できない場合は、「(5)その他の紙類」に記入してください。

3 造園業者が剪定・持ち帰りした分は造園業者の廃棄物扱いになりますので、「(8)剪定枝等」には含めません。草むしりや掃き掃除等で発生した草・落ち葉等は「(8)剪定枝等」ではなく、「(9)草・落ち葉等」に記入してください。

4 ベンダー(自動販売機設置業者)回収分は記入不要です。

5 その他(11)・(22)には、他の項目に当てはまらないものを記入してください。

6 (20)(21)は、記入不可です。

7 産業廃棄物は業者によって処分方法が異なりますが、ほとんどの種類が再利用可能です。再利用率については処分業者に確認してください。

8 紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残さ等の品目は、通常は「一般廃棄物」に分類されますが、下記の特定業種から出る品目によっては「産業廃棄物」に分類されます。「産業廃棄物」に分類される場合は、(23)に記入してください。詳細は『事業系一般廃棄物ガイドブック』P.4の「産業廃棄物一覧表」をご確認ください。
【業種】: 建設業 紙製造業、紙加工品製造業、新聞業、出版業、製本業、印刷物加工業 木材又は木製品製造業、家具製造業、輸入木材卸売業 繊維工業 食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業 物品賃貸業